

## 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

### 1 趣旨

本要領は、広島市が発注する土木工場の建設現場において、受発注者の作業効率化を目的として行う建設現場の遠隔臨場の試行に必要な事項を定める。

### 2 用語の定義

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」を行うものである。

### 3 試行対象

広島市が試行対象として発注する土木工場で、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

### 4 適用範囲

本要領は、遠隔臨場の機器を用いて、『土木工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合に適用する。

### 5 実施方法

#### (1) 事前協議

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、機器と仕様（使用する機種・アプリケーション又はサービス）、実施記録の方法について、監督員と協議するものとする。

#### (2) 施工計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の計画について、施工計画書に記載し、提出する。

#### (3) 段階確認・材料確認・立会の実施

受注者は、動画撮影用のカメラにより、監督員に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。

監督員が必要な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督員が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

#### (4) 実施記録

受注者は、遠隔臨場の実施状況を静止画像（監督員の映像を含む通信中の画面キャプチャや実施状況が分かる写真）で記録し、提出するものとする。（従来の立会資料の管理同様とする。）

### 6 遠隔臨場に使用する機器と仕様

受注者は、現場で使用する機器を準備、運用する。

また、仕様については、以下の3点をすべて満たすよう受注者が選定する。

- ① 発注者が保有するインターネット通信が可能なパソコン等で利用が可能

- ② 発注者によるソフトウェアのインストール等が不要
- ③ 発注者の利用に際して費用が生じないもの

## 7 費用負担

本要領により遠隔臨場の試行を実施するにあたり、必要となる受注者の機器及び通信費については、受注者の負担とする。

## 8 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき遠隔臨場を行った場合、工事成績評定の「創意工夫」「その他」において、加点するものとし、達成できない場合であっても減点評価しないものとする。

## 9 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、効果の把握及び課題抽出について、受注者や監督員を対象としたアンケート調査を行うものとする。

受注者は、「工事における創意工夫等実施状況報告書」を提出する際、別紙2「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」にアンケート調査の回答を添付することとする。

監督員は、発注者用・受注者用のアンケート調査の回答を技術管理課に提出するものとする。

## 10 留意事項等

試行実施にあたり以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 本要領に記載されていない事項については、必要に応じて受発注者間の協議により定めるものとする。

## 附 則

- 1 本要領は、令和4年4月1日から適用する。